



Japan Association of Arbitrators

# 日本仲裁人協会会報

*Japan Association of Arbitrators Bulletin*

社日本仲裁人協会 〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館内  
TEL 03(3580)9870 FAX 03(3580)9899 <http://arbitrators.jp/>

第4号  
2006年9月

## 調停人養成教材作成のご報告

研修部会 手塚 明

### 1 はじめに

研修部会・商事調停WGは、2004年度に引き続いて、(社)日本商事仲裁協会とともに「調停人養成教材作成委員会」に参加して、経済産業省の委託のもと、「調停人養成教材・中級編(2005年度版)」を作成した。この「調停人養成教材・中級編」は、2004年度作成の「調停人養成教材・基礎編」と一体をなすものである。

中級編は、基礎編と同様に、①主として中小企業間や労働者との間で生ずる紛争を、非法律家(例えば、企業人OB等)が、必要に応じて法律家の援助を受けながら調停を担うに当たり、手続実施者として最低限必要な技法を修得すること、②このプログラムを使って調停人を養成(トレーニング)することを目的としている。

①の観点から、このプログラムでは、法的知識がなくてもできる「自主交渉援助型」(Facilitative Mediation(促進型調停)を指す)における調停技法を修得することを中心としており、②の観点から、実施の手順書(プロトコール)が用意されている。これらも基礎編と同様である。

### 2 中級編の特徴

- (1) トレーニングの方法論として、体験(自らやってみて)、気づき、考え(振り返る)、計画する(工夫する)という体験型のPDCAサイクル(plan-do-check-act cycle)に基づいて、プログラムを構築した。
- (2) プログラム全体を「調停に備える」「調停を進める」「調停を広げる」「調停を仕上げる」「調停を実施する」の5つの大きなモジュールに分け、それぞれ1つだけでもトレーニングができるように配慮した。

#### ア 調停に備える

自主交渉援助型調停において、調停人が当事者の自主交渉をどのように促進して行くかを検討するために、当事者間の交渉を分析する理論として、交渉に関する理論及び交渉を行う人の心理について修得する。

#### イ 調停を進める

自主交渉援助型調停において、実際にどのように紛争を解決し、調停人がその過程でどのように関与していくのかについて理解を深める。調停技法として、「課題の特定」「選択肢の開発」を

修得する。

ウ 調停を広げる

自主交渉援助型調停において、調停が行き詰まったときの打開策、別席調停（コーカス）の利用、共同調停の利用について修得する。

エ 調停を仕上げる

自主交渉援助型調停における、調停人の倫理、調停をより良いものにするための法律家との連携、合意文書の作成について修得する。

オ 調停を実施する

これまで修得した調停技法を使って調停を実施する。事案を使い、受講者がそれぞれ調停人、申立人、相手方となってロールプレイを行う。

(3) 教材を補助するものとしてDVDを作成した。

基礎編では講師によるデモンストレーションを行ったが、この方法では、デモンストレーションを行える講師に限られたり、準備に時間等がかかり過ぎるなどの課題があった。そこで、中級編では、プロの役者に演じてもらってDVDを作成した。

DVDは以下の構成となっている。

・自主交渉援助型調停（調停のステージごとの学習を目的とする）

No.1 はじめての出会い

No.2 話し合いの開始①申込者の考えを聴く

No.3 話し合いの開始②相手方の考えを聴く

No.4 利害にもとづく課題の特定

No.5 課題解決の選択肢の創造①課題を取り上げる順序

No.6 課題解決の選択肢の創造②ブレインストーミング

No.7 別席（コーカス）への移行

No.8 別席（コーカス）の実施

No.9 解決案の合意

No.10 終わりの挨拶（合意あり）

・調停の多様性

No.11 期日がまたがる調停

No.12 共同調停①はじめの挨拶

No.13 共同調停②共同ファシリテーション

No.14 評価型調停

No.15 妥協要請型調停

・難しい局面

No.16 話し合う時間がないという当事者

No.17 同席拒否

No.18 本人でなく代理人が出席

No.19 帰ろうとする

No.20 法的知識を聞かれる

No.21 一方に偏った合意

No.22 決定権限がない出席者

No.23(A) 終わりの挨拶（合意なし）

No.24(B) 終わりの挨拶（合意なし・確認事項あり）

No. 25 調停人と当事者が面識あり（利害関係開示せずに開始）

No. 26 調停人と面識あり（利害関係を示して開始）

No. 27 調停成立直後の仕事依頼

### 3 教材の構成と利用方法

中級編の教材は、①テキスト、②配付資料、③パワーポイント資料、④手順書、⑤DVDから構成されている。

なお、テキスト、配付資料、パワーポイント資料、手順書は、いずれも（社）日本商事仲裁協会のホームページから無償でダウンロードでき、DVDはホームページから購入申込できる（DVDは3,000円）。

URL:<http://www.jcaa.or.jp/training2005/>

#### (1) テキスト

テキストは、「調停に備える」「調停を進める」「調停を広げる」「調停を仕上げる」「調停を実施する」の5つモジュールに分けて構成してある。パワーポイントで簡潔に説明している内容について、もう少し詳しい内容が書かれており、各パートに「この節の狙い」「囲み記事」「解説」「設問（ヒント）」「さらに学習するには」といった項目を設けて自主学習できるように工夫してある。

#### (2) 配布資料

受講者に配布する資料のうち重要なものとしては、ワークシートとロールプレイの事案票がある。ワークシートは受講者に考えるヒントを与えるものであり、トレーニングの多くの場面で活用される。ロールプレイの事案票は全員に配られる共通事実が記載されたシートのほか、申立人役のみ配られる申立人の秘密事項が記載されたシート、相手方役のみ配られる相手方の秘密事項が記載されたシートがある。受講者はそれぞれの事案票に基づいて役作りをしてロールプレイに臨む。

#### (3) パワーポイント資料

パワーポイント資料は、パワーポイントを使って要点を示しながら講義するためのものである。

#### (4) 手順書

誰でも本プログラムを使って調停人を養成（トレーニング）することができるよう手順書を作成した。手順書は本プログラムの使い方の一例を示しているに過ぎず、利用者が創意工夫することを推奨している。

#### (5) DVD

DVDは、それぞれのシーンにおいて調停人としてはどのようなことに注意しなければならないかを考える材料を提供することを目的として作成したものであり、決して理想像を示したわけではない。

DVDの利用方法としては、少人数のグループに分かれて、①DVDを見て、②各人で問いを検討し、③グループで意見交換して見方を共有し、④クラス全体で意見交換して見方を共有するといった使い方を想定している。

### 4 おわりに

以上、本プログラムの紹介に終始したが、私共が自ら初めて促進型調停に触れたときの驚きと感動については、会報第3号の権田光洋会員の報告を是非ご一読いただきたい。また、JCAジャーナル2005年6月号・7月号に「調停人養成教材・基礎編（2004年度版）」の作成報告が掲載されており、JCAジャーナル2006年6月号に「調停人養成教材・中級編（2005年度版）」の作成報告が掲載されている。併せてご一読いただきたい。

# 研修部会の活動

研修部会 浅井孝夫

研修部会では、2005年度研修事業として、以下のとおり、「調停人研修講座」及び「仲裁人研修課程」を開催いたしました。

## 1 調停人研修講座

研修部会では、2005年10月6日から2005年12月1日までの間、「調停人研修講座」を実施し、50名が受講いたしました。本講座では、裁判所における民事調停を裁判官及び当事者代理人の立場から解説するとともに、裁判所外での調停の試みや今後の動向についての解説等も盛り込まれ、我が国でも類を見ない充実した講座内容となりました。

## 2 仲裁人研修課程

研修部会では、下記の「仲裁人検定制度」の実施に向けて、仲裁人検定において「特定会員」及び「普通会員」の認定に必要な習得科目の講座である2005年度仲裁人研修課程を、2005年12月13日から2006年3月10日までの間、実施し、20名が受講いたしました。

また、部会活動として、上記の2005年度仲裁人研修課程の準備のための仲裁人研修ワーキンググループ、上記の「調停人研修講座」の準備のための民事調停ワーキンググループを設けるとともに、以下のとおり、仲裁人検定ワーキンググループと商事調停ワーキンググループを設けました。

## 3 仲裁人検定ワーキンググループ

社団法人日本仲裁人協会は、我が国における仲裁の質を向上させるべく、仲裁人としての職務を務めるに足る知識について検定を行う「仲裁人検定制度」を創設いたしますが、その制度設計のため、仲裁人検定ワーキンググループを繰り返し開催し、議論して参りました。当ワーキンググループにおける議論の結果、「仲裁人検定制度」は、当協会の会員を対象に、以下の3種類の会員としての認定を行うこととなりました。なお、「仲裁人検定制度」は、国家資格等の法的資格を与えるものではなく、あくまでも当協会の私的な制度です。

### (a) 特定会員 (Special Associate)

法律以外の特定の専門分野を有する会員で、その専門分野に関する国内及び国際仲裁において、単独仲裁人又は第三仲裁人としてではなく、上級会員又は上級会員と同程度の知識を有する者とともに仲裁廷のメンバーとなることができる程度の知識を有する会員。

### (b) 普通会員 (Ordinary Associate)

国内及び国際仲裁において、単独仲裁人又は第三仲裁人としてではなく、上級会員又は上級会員と同程度の知識を有する者とともに仲裁廷のメンバーとなることができる程度の知識を有する会員。

### (c) 上級会員 (Fellow)

国内及び国際仲裁において、単独又は第三仲裁人となることができる程度の知識を有する会員。

(なお、2006年度中に「仲裁人検定」を実施する予定です。)

## 4 商事調停ワーキンググループ

当協会は、商事調停ワーキンググループを設け、2004年7月から経済産業省経済産業政策局及び社団法人日本商事仲裁協会と協力して、調停人養成教材作成委員会を設置し、2004年度には「調停人養成プ

プログラム（基礎編）」を作成してきました。そして、2005年度も、調停人養成教材作成委員会に商事調停ワーキンググループの構成員が加わり、2005年7月から2006年3月までの間、議論を繰り返し、「調停人養成プログラム（中級編）」の作成を進めてきました。同教材は2006年4月に対外的に公表され、誰でも原則自由に利用できるようになっております。



## 研究部会の活動

研究部会 早川吉尚

研究部会の活動としては、現在、①仲裁・ADRに関する研究会の開催、②仲裁人の利害関係開示基準の検討、③日本仲裁人協会の継続雑誌の刊行の準備が中心となっている。

- ① 仲裁・ADRに関する研究会の開催は、現在、2月に一度以上の頻度で行われている。前回の会報以降の研究会では、2005年11月17日、2006年1月23日、3月17日の3回に渡り、仲裁手続における証拠の問題を検討した。また、6月14日には、当協会の仲裁人倫理規程ワーキンググループ（WG）が検討を続けている仲裁人倫理規程について、WGの担当者が発表を行い、会員と意見交換をする研究会が開かれた。この研究会においては、仲裁人倫理に関する重要な問題について活発な意見交換が行われ、更に議論を尽くす必要が生じたことから、本年秋に再び研究会でとりあげることになった。その他にも、ドメイン名紛争処理、外国仲裁判断の承認執行の問題などについて研究会で検討を行うことを予定している。
- ② 仲裁人の利害関係開示基準の検討については、研究部会の内部にワーキンググループを設置し、仲裁人や仲裁人候補者が避けては通れない利害関係開示の問題について、2005年に開催された2度の研究会に引き続いて研究を進めている。IBAのガイドライン等を参考に、最終的には当協会独自のガイドラインの作成の可能性をも視野に入れて検討作業を行っている。
- ③ 日本仲裁人協会の継続雑誌の刊行は、研究部会の研究の成果を取りまとめ、協会の研修や広報活動等に活用していくことを主な目的とするものであって、仲裁・ADRに関する研究論文が掲載されることになる。2007年春頃の刊行を目標に、2006年2月23日の研究部会幹事会で概要が企画されて以降、継続的に検討が続けられている。

# 社団法人日本仲裁人協会設立記念祝賀会 & 仲裁の日記念祝賀会ご報告

(社) 日本仲裁人協会事務局

2006年3月1日午後2時30分より、弁護士会館講堂クレオにて、多数の来賓をお迎えし、また、多数の会員の参加を得て、任意団体でありました本協会が2005年12月に社団法人となりましたことを記念した社団法人日本仲裁人協会設立記念祝賀会&仲裁の日の記念祝賀会が開催されました。

松元俊夫氏(社)日本海運集会所専務理事(本協会常務理事)の司会で始まりました記念祝賀会では、まず、川村明常務理事による開会の辞に続いて、谷口安平理事長による理事長挨拶(ビデオ出演)、花水征一常務理事による経過報告の後、杉浦正健法務大臣および草刈隆郎経団連副会長・日本郵船会長より祝辞を頂戴しました。

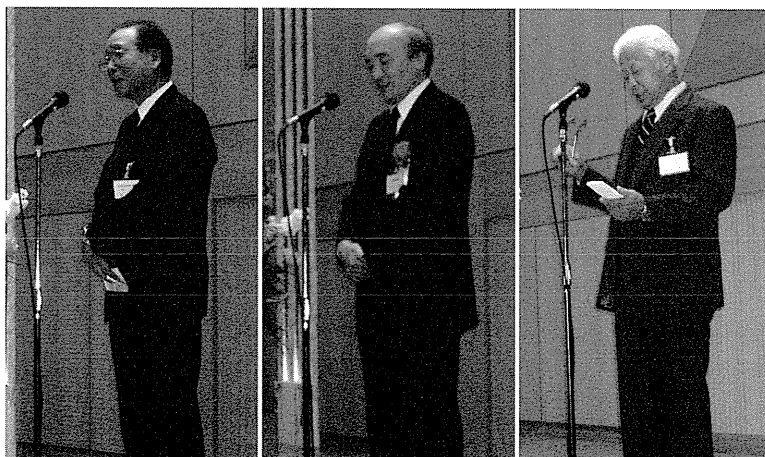
午後3時より、リチャード A. イーストマン英国仲裁人協会(CI Arb)代表より、「仲裁人養成の現状と展望 - 英国に学ぶ-」というテーマにて、英国との比較を用いた、日本における仲裁人養成の必要性と今後の展望等についての記念講演が行われ、その語り口に出席者全員が聞き入っていた模様でした。



最後に、山本幸助(社)日本商事仲裁協会理事長(本協会常務理事)による閉会の辞をいただき、記念祝賀会は、成功裡に終了致しました。

記念祝賀会終了後引き続き、記念パーティーが開催されました。

及川健二本協会事務局長(当時)の司会の下、まず、小島武司中央大学法学部教授(本協会常務理事)による開宴の辞に続き、寺田逸郎氏法務省民事局長によるスピーチの後、澤田壽夫 I C C 国際仲裁裁判所副所長(本協会前理事長)による乾杯の発声に出席者が答えて、記念パーティーが始まりました。



青山善充明治大学法科大学院教授（元司法制度改革推進本部仲裁検討会座長・ADR検討会座長）および高木佳子日本弁護士連合会元副会長から、仲裁人育成の重要性および本協会が果たす役割の重要性等について、スピーチを頂きました。

最後に、小原望常務理事から閉宴の辞をいただき、記念パーティーが終了致しました。

なお、記念パーティーにおいては、出席者の間で、挨拶や情報の交換など話に花が咲いたようでした。また、年度末という時期であったにもかかわらず、多数の会員の方々にご参加いただいたことから、このような催しの意義を痛感させられました。



---

## 2006 年度通常総会開催のご報告

ご案内のとおり、2006年5月31日午後3時40分から、弁護士会館講堂クレオにて、本協会の2006年度通常総会が開催されました。出席会員数は、113人（委任状による出席者を含む。）であり、以下の議題について報告・審議が行われ、審議事項については、全て承認可決されました。

### [報告事項]

1. 2005年度活動報告
2. 会員数の現況

### [審議事項]

- 第1号議案 2005年度決算案承認の件
- 第2号議案 定款変更（事業年度期間の変更、総会等定足数の変更等）の件
- 第3号議案 2006年度事業計画案承認の件
- 第4号議案 2006年度予算案および2007年度暫定予算案承認の件
- 第5号議案 新理事追加選任の件

なお、通常総会に先立ち、午後2時から、大川宏本協会評議員により、「第二東京弁護士会仲裁センターの経験からADR法を考える」とのテーマにて、大川評議員が第二東京弁護士会仲裁センターにおいて実際に経験された仲裁事例を紹介しつつ、日本における今後のADRの問題点および展望を論じる記念講演が行われました。

また、通常総会の後、午後5時から、懇親会が開催され、多数の会員にご参加頂きました。

# 会の歩み

2005年10月～2006年7月

## 2005年

- 10月21日：谷口理事長が就任（理事会選任）
- 10月31日：研修部会
- 11月9日：社団法人日本仲裁人協会設立総会・常務理事会
- 11月17日：研究部会仲裁分科会研究講座：仲裁における証拠法の問題Ⅰ～国際仲裁における秘匿特権・秘密保護～（手塚裕之会員）
- 11月24日：研究部会幹事会
- 12月5日：法務大臣による社団法人設立許可。登記により、社団法人日本仲裁人協会が設立
- 12月13日：仲裁人研修課程（全10講）を開講

## 2006年

- 1月13日：社団法人として第1回理事会を開催。谷口安平理事長外、8名の常務理事を選任し、評議員22名、顧問の委嘱を決定した。なお、仲裁人検定規則を制定。
- 1月23日：研究部会仲裁分科会研究講座：仲裁における証拠法の問題Ⅱ～仲裁における証拠収集～（古田啓昌会員）
- 2月21日：役員・評議員・顧問・事務局等の協会運営関係者の懇談会開催
- 2月23日：研究部会幹事会
- 3月1日：社団法人日本仲裁人協会設立祝賀会（記念式典・記念パーティー）を執り行う。式典において杉浦正建法務大臣より祝辞を賜る。
- 3月1日：研究部会倫理規程 W.G
- 3月9日：常務理事会，研修部会
- 3月10日：第2回仲裁人研修課程終了
- 3月17日：研究部会仲裁分科会研究講座：仲裁における証拠法の問題Ⅲ～仲裁における鑑定および専門家承認～（出井直樹会員，酒井ひとみ会員）
- 3月29日：研修部会
- 4月11日：研究部会倫理規程 W.G
- 4月12日：検定委員会
- 5月11日：第2回理事会，研究部会倫理規程 W.G
- 5月16日：研究部会幹事会
- 5月31日：2006年度通常総会：記念講演（大川宏会員）
- 6月12日：民事調停研修会
- 6月14日：第3回理事会開催，研究部会研究講座：仲裁人倫理規程の検討
- 6月8日：検定委員会
- 7月5日：研修部会
- 7月6日：研究部会幹事会
- 7月13日：研究部会研究講座「日本のドメイン紛争処理の検討」（早川吉尚会員）
- 7月24日：研究部会幹事会
- 7月20日：研究部会倫理規程 W.G
- 7月25日：検定委員会
- 7月27日：第1回仲裁人検定試験実施（2日目は8/3に実施）
- 9月14日：研究部会研究講座「取り消された仲裁判断の承認執行」（小川和茂）